



環境配慮契約での産廃処理契約の検討について

令和 8 年度環境配慮契約法基本方針検討会
資源循環の促進に向けた産業廃棄物契約専門委員会（第 2 回）

令和 8 年 9 月 3 日
環境省環境経済課

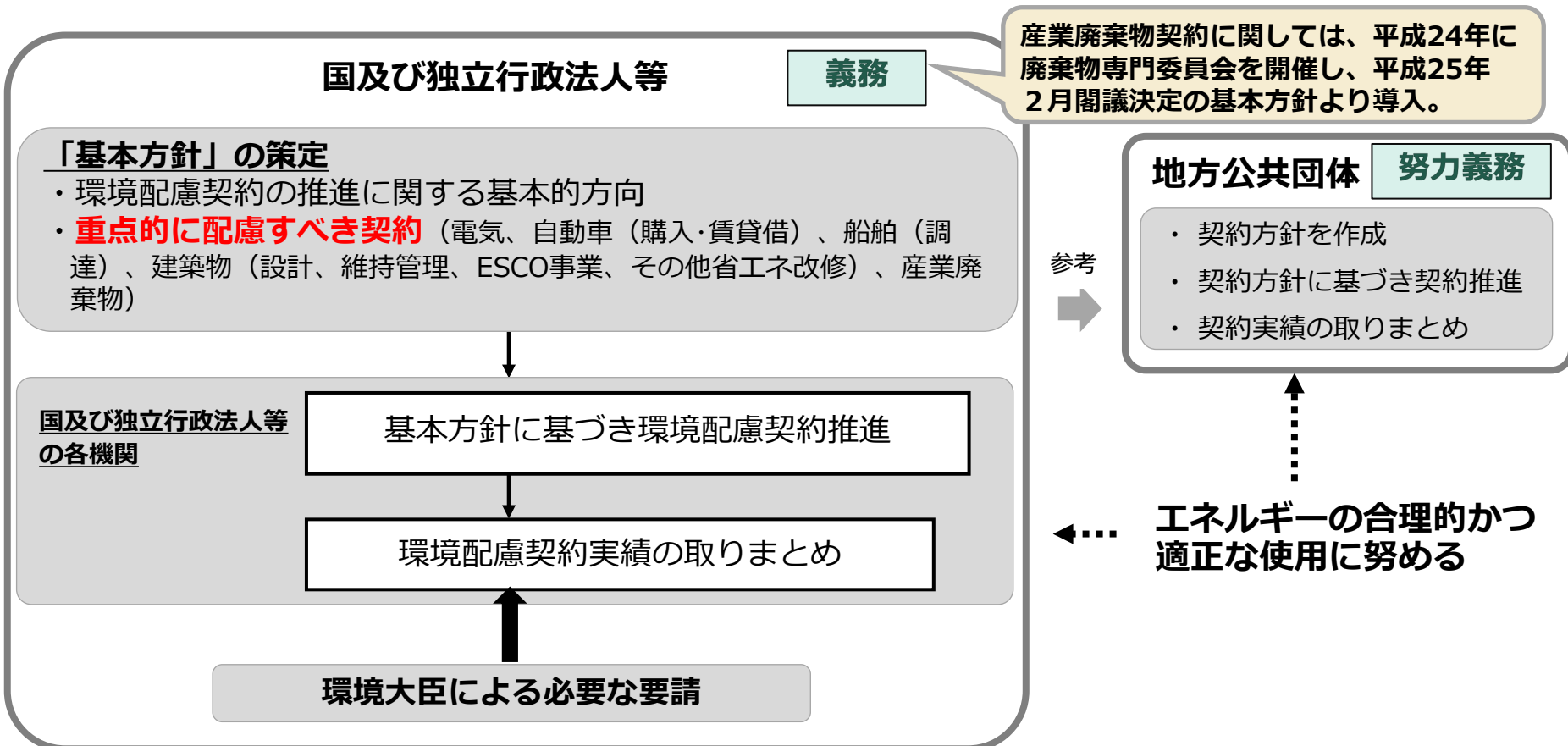


1. 産廃処理契約の概要と資源循環に係る検討状況（振り返り）
2. 前回委員会のご指摘
3. 総合評価落札方式の検討
4. 検討スケジュール
5. 参考資料

1. 産廃処理契約の概要と資源循環に係る検討状況（振り返り）

環境配慮契約法の概要

- 国等が率先して温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することにより、**環境負荷の低減を図る**ことを目的として、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」が制定。（2007年（平成19年））



※国及び独立行政法人等：国（各府省庁）、独立行政法人（国立環境研究所、中小企業基盤整備機構、年金積立金管理運用独立行政法人等の87団体（国立病院等を含む）の他、国立大学法人を含む）

基本的考え方

- ❑ 環境評価項目を点数化して、基準値を満たした事業者の中から価格競争により落札者を決定する**裾切り方式**を採用
- ❑ 温室効果ガス等の排出削減への取組の評価は、収集運搬から中間処理、最終処分の各処理過程における**温室効果ガス等の排出削減、大気・水・土壌等の各環境質の保全**を考慮
- ❑ 再生利用や適正な処理の実施に関する能力や実績等の評価は、**優良認定への適合**状況を考慮
- ❑ 入札条件は、処理する産業廃棄物や再生資源化の種類等の特性を踏まえ**調達者において設定**

契約における環境配慮の必要性と意義

- 産業廃棄物の適正処理の推進
 - ✓ 不法投棄は撲滅に至らず、不適正処理も多く発生
 - ✓ 不法投棄等の行為者、廃棄物処理事業者に対する規制強化とともに、**排出事業者の責任強化**
 - ✓ 産業廃棄物の処理に当たっての**優良産廃処理業者認定制度**の活用
- 温室効果ガス等の排出削減
 - ✓ 廃棄物分野から排出される温室効果ガス等の削減
 - ✓ 廃棄物の資源としての再生利用の促進

➡ 産業廃棄物の処理に係る契約において**温室効果ガス等の排出削減、適正処理や再生利用の能力・実績等**を考慮した**事業者選定**が必要

現時点での評価区分・配点例

評価項目	評価内容	配点例
① 環境/CSR報告書	事業活動に係る環境配慮の計画、取組の体制及び取組状況の記載等に関して作成・公表していることを評価	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	事業活動に伴い排出されるGHGの排出削減計画・目標及び達成状況を数値で示し、公表していることを評価	10
③ 従業員への研修・教育	研修・教育の年間実施計画を策定の上、産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関して定期的に実施していることを評価	5
a)環境配慮への取組状況（小計）	—	25
① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないことを評価	10
② 事業の透明性	事業者の基礎情報、業許可内容、施設的能力等の情報をHPを通じて公開していることを評価	10
③ 環境配慮の取組	ISO14001（環境マネジメントシステム）又はエコアクション21等の認証取得していることを評価	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入していることを評価	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務体質を評価	10
b)優良基準への適合状況（小計）	—	50
合 計	—	75

環境配慮契約を実施した場合の入札参加処理事業者の優良産廃処理業者の割合は81%を占める（令和6年度実績）

満点の6割以上の点数を獲得した事業者に入札参加資格を付与

現状の契約方式及び総合評価落札方式の導入検討について

（環境配慮契約法基本方針 解説資料 抜粋（産業廃棄物の処理に係る契約））

入札条件は、処理する産業廃棄物や産業廃棄物の処理に係る契約方式の検討に当たっては、価格のほかに価格以外の要素（環境負荷低減に向けた取組等）を評価の対象に加えて評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式が最善とされた。

しかし、現時点では具体的な温室効果ガス等の環境負荷削減効果を算定できないこと等から、最も環境負荷の低減要素と価格のバランスがとれているものの特定が難しいため、産業廃棄物の処理に係る契約において総合評価落札方式の採用は困難であり、当面裾切り方式を採用するものとする。

今後、産業廃棄物の処理における温室効果ガス等の環境負荷削減効果に係る知見の蓄積を図り、その削減効果が適切に算定可能となった場合において、総合評価落札方式について再検討を行い、その結果を踏まえ、所要の見直しを行うこととする。

また、当面は優良産廃処理業者認定制度の認定は必須項目としないが、制度が施行されて一定期間が経過した後は、認定事業者の状況等を踏まえ、必要に応じ、所要の見直しを行うこととする。

プラスチック資源循環の促進（排出抑制・再資源化等）

- ◆ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）が令和4年4月から施行
- ◆ 製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組、3R+Renewableを促進することとしており、**排出事業者に対してはプラスチック廃棄物の排出の抑制やその再資源化等が求められているところ**
- ◆ 国及び独立行政法人等においても**排出事業者として**、プラスチック使用製品廃棄物の**排出の抑制**を図るとともに、その**再資源化等**を率先して実行することが必要



環境配慮契約の観点から、国及び独立行政法人等においての**プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化等の促進**につながる取組として、同法に基づく「**排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き（令和4年3月）**」等を参考とし、取り組むことが必要

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

令和6年5月29日公布
令和7年11月21日全面施行



- **脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。**

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- ・ 特に**処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表**



**再資源化の高度化に
向けた全体の底上げ**

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業を促進**



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進**



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

提案募集での事業者からの提案に関して



○提案募集とは

基本方針の毎年の見直しに際し、事業者等から新たな技術開発や普及の進展により更なる環境負荷低減が見込まれる先端的な製品・サービスの需要拡大に寄与する提案を募集。毎年5～6月あたりに約1か月間募集しており、令和8年度は5/11～6/11で募集した。

○結果

令和7・8年度に1事業者（両年度同一事業者）から産業廃棄物処理に係る契約に関して提案有。

○提案内容

（令和7年度）

入札時の評価項目に、**外部評価（CDPスコア※1、SBT認定※2状況）、焼却処理の有無※3**を追加。

※1：Carbon Disclosure Project. 気候変動、水資源、森林の取組に関する企業の国際的な開示基準。質問票への回答により、CDPが企業の開示内容に関して8段階のスコア評価を与える。

※2：Science Based Targets. パリ協定が求める水準と整合した企業の温室効果ガス排出削減目標であり、企業の温室効果ガス削減を可視化するもの。

※3：焼却をしない処理方法を基本として、焼却する処理方法を選択する場合は、理由を明記させる。

（令和8年度）

（案1）入札者が提示する処分方法の環境負荷に応じて段階的に加点

- ・ 加点なし（基準）：資源化を伴わない単純焼却、減容化処理（破碎など）のみ行った上での埋立
- ・ 加点（中）：サーマルリカバリー（熱回収、燃料化）
- ・ 加点（高）：マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、リユース

（案2）**外部評価の取得・参画状況**に応じた加点

- ・ コンプライアンス・品質確保：ISO14001の認証取得
- ・ グローバルな環境コミットメント：CDPへの回答・評価、またはSBT（Science Based Targets）認定の取得
- ・ 労働安全衛生水準（全産業平均や業界平均を下回る度数率・強度率の実績、ISO45001の取得等）

2. 前回委員会のご指摘

○ 再資源化のインセンティブと配点設計について

- ✓ 現在の配点では**再資源化のインセンティブが弱く、相対的に熱回収が有利になり、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルが優先されない構造になっている**。熱回収手法によるCO₂排出抑制効果の違いも考慮し、配点を細やかに設定する必要がある。また、「配点の内訳は各調達者で設定可能」について、配点の偏重傾向が懸念されるため、制限や自由度の範囲を確認したい。
 - 調達者は基本的に環境省が示した配点例に沿って総合評価落札方式を実施すると考えている。偏重への制限については現時点では不明な部分もあるが、今後検討したい。

○ 標準点②「再資源化・熱回収の余地がない」の解釈について

- ✓ 感染性廃棄物について「再資源化・熱回収の余地がない」という表現があるが、**焼却処理はしているものの熱回収はしていない事業者は「余地がある」事業者になるのか**確認したい。
 - 「余地がない」とは、焼却以外の方法を選択せざるを得ないものを想定して記載している。焼却処理をしていて熱回収をしていなければ「余地がない」事業者には該当しない。

○ 加算点①「再資源化又は焼却時の熱回収の実施」について

- ✓ 加算点①が当該契約において最終的な再資源化や熱回収が実施されることを評価する趣旨であるならば、「再資源化している」ではなく**「再資源化される」**などという表現にした方がよい。
 - ご意見を踏まえ修正する。
- ✓ RPFを作るだけで焼却してエネルギー回収はしていない場合、再資源化したという扱いになるのか。
- ✓ 「焼却時の熱回収」という形に限定しない方がよい。
 - 燃料化については再資源化には含めないが、焼却時の熱回収には含めてよいと考えている。再資源化と燃料化を書き分けるなど書き方を工夫したい。

○ 加算点③「温室効果ガス等の排出量の算定、削減計画等、削減対策・目標の策定、達成状況の公表」の範囲について

- ✓ 計画・対策・目標を産業廃棄物に限定するという趣旨を改めて確認したい。
 - オフィスにおける脱炭素対策も含むが、産業廃棄物部門として限定してはどうかと考えている。産業廃棄物部門の中でのオフィスの脱炭素対策であれば含めてもよいが、産廃と関係のない全く別の部門での脱炭素対策まで認めることはできないのではないかと考えている。
- ✓ 小規模オフィスの一部門について削減効果だけを切り出して評価するのは、絶対量の規模の問題や管理上の制約もあり難しい。特にこだわらず、**事業者全体で評価してもよいのではない**か。
- ✓ 小規模事業者では区分が難しい面はあるが、オフィス部門の排出量は近年減少しており、LED化などの対策も進んでいる。オフィスを評価対象に含めるのは適切だと考える。大企業以外では**一体で扱っても大きな差はなく**、特殊な場合を除けば特段の配慮は不要ではないか。
- ✓ 削減対策の例に記載されている内容は主にオフィス系の対策になっているが、再資源化の推進など、焼却を削減して再資源化を進めることで**間接的な排出削減に貢献する内容も例として入れた方がよい**。
 - 再資源化といった内容も含めて、例として記載したい。

○ 加算点④「従業員への研修・教育」、⑤「事業の透明性」について

- ✓ 加算点⑤についても、標準点②で再資源化や焼却時の熱回収の状況の公表を求めているため、許可内容や処理能力といった情報も公開される情報に入っていてしかるべき。⑤についても④と同様に標準項目へ持っていく方が**よいのではない**か。
 - 検討し、次回の案でお示ししたい。

○ 加算点⑨認定制度について

- ✓ 加算点⑨において評価する**認定制度について、再生利用認定や広域認定なども含まれる理解でよい**か。また、認定制度は許可を不要にする点がポイントの一つだが、廃棄物処理を本業としていない事業者に委託することは想定していないのか確認したい。
 - 脱炭素の観点と資源循環の観点の両方から、こういった認定制度をここに入れていくのかについて、資源循環課とも相談して整理していきたい。
- ✓ 高度化法は始まったばかりで効果は未知数である。加算点⑨については、**3～5年後に実績を踏まえて見直しを行うことをあらかじめ検討しておくべきである**。効果が高ければ、項目を分割して高度化法とプラ法それぞれに加算点を設け、再資源化により配点を寄せることも考えられる。
 - 総合評価落札方式導入後は、各項目の運用状況や入札参加者数への影響を注視したい。⑨の認定についても、認定件数を踏まえ、状況を見ながらフォローしていきたい。

3. 総合評価落札方式の検討

(参考) 総合評価落札方式（除算方式／加算方式）の検討

- 総合評価落札方式においては、除算方式と加算方式があり、それぞれの概要は以下のとおり。
- なお、環境配慮契約において、電気や自動車契約では除算方式を採用。また公共工事に関しては、財務大臣との包括協議で除算方式が認められているが、加算方式等そのほかの方法を取る場合には個別協議が必要となる等、除算方式が主流。

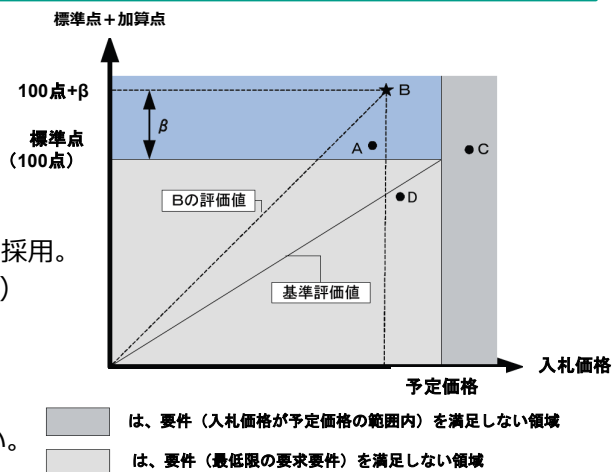
除算方式

公共調達においてより一般的な方式

総合評価点 = (標準点(基礎点) + 加算点) ※ / 価格

※ 除算方式の場合は加算点が0点でも評価可能のように便宜上標準点（最低限の要求要件を満たす場合に付与）を設定（一般に100点）

- 国において包括協議が整っている主な契約
⇒ 建設工事（公共工事）や自動車の購入及び賃貸借、電気の供給を受ける契約（環境配慮契約法）で採用。
自動車：標準点2：加算点1（グリーン購入法の車種別の判断の基準を満たすことが入札参加要件）
- 入札価格で除算するため、入札価格が下がるに連れて技術（標準点+加算点）の評価にかかわらず価格の影響が過大になる。
 - 「安かろう悪かろう」を防ぐためには一定の入札参加制限が必要
 - 契約相手方の選定に当たって価格や業務遂行の質の高さを重視する場合に採用されることが多い。（仕様が明確な場合はより価格を重視する傾向が高い）



加算方式

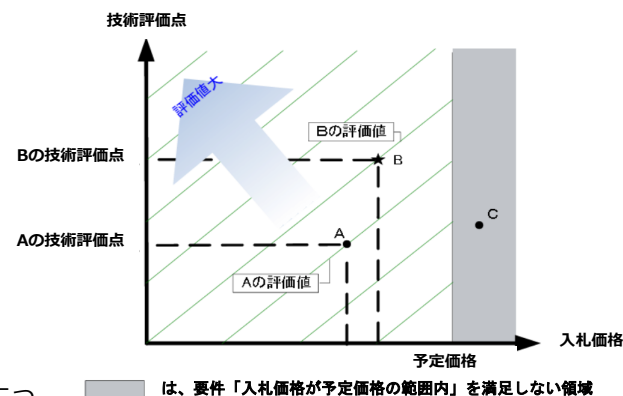
価格よりも技術をより高度に評価したい場合に用いる方式

総合評価点 = 価格点 + 技術点

価格点 = $\alpha \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

α : 入札価格に係る得点配分（通常 $\alpha = 100$ ）

- 国において包括協議が整っている主な契約
⇒ 研究開発 価格点1：技術点3以内（価格点1/4以上）
調査・広報 価格点1：技術点2以内（価格点1/3以上）
情報システム 価格点1：技術点1
で採用。
- 価格点と技術点の得点配分割合（評価のウェイト）は技術点（価格以外の評価）の重視度によって変わる。
 - 契約相手方の選定に当たって技術評価（専門技術、ノウハウなど）を重視する場合に採用されることが多い。



(参考) 加算点の設定について (総合評価・除算方式)

- 加算点を高くするほど、価格よりも環境配慮項目を重視することとなる。公共調達における価格の重要性と環境配慮項目の評価とのバランスを見て適切に判断しなければならない。
- 公共工事におけるガイドラインや自動車に係る契約においては加算点の上限が50点であり、包括協議においては、こうした前例を参考にされることに留意が必要。

● 公共工事に係る契約 ↓ (標準点100点・加算点10～50点)

(1) 除算方式

① 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{価格}} = \frac{\text{標準点 (基礎点)} + \text{加算点}}{\text{価格}}$$

② 技術評価点の設定の考え方

- ・ 標準点を100点、技術提案等に応じた加算点の満点を10～50点の範囲で決定する。

③ 特徴

- ・ Value for Money*の考え方によるものであり、技術提案により工物品質のより一層の向上を図る観点から、価格あたりの工物品質を表す指標。
- ・ 入札額が低い場合には、評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向がある。

※ Value for Money とは、ある支出に対し最も価値の高いサービスを提供するという考え方である。公共工事の場合は一般的に国民の税金により行われるので、「税金を効率よく使用し、最も価値のある（質の高い）サービスを提供する」ということになる。

公共工事における総合評価方式活用ガイドライン
<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/hinkaku/sougou/sougougaido.pdf>

● 自動車の購入及び賃貸借に係る契約 ↓ (標準点100点・加算点50点)

(2) 燃費基準値、燃費目標値及び加算点の考え方

自動車の購入等に係る契約における環境性能の評価指標は燃費である。標準値はグリーン購入法に基づく基本方針に定める車種別・燃料種別の燃費基準値とし、目標状態の燃費目標値は車種・燃料種によらず燃費基準値の2倍とする。なお、グリーン購入法の基本方針を適用せずに発注する場合は、仕様書等に示した最低限の燃費値を燃費基準値（燃費目標値は燃費基準値の2倍であることは同じ）として設定するものとする。

加算点の満点は50点とし、燃費目標値以上の場合であっても50点を上限（満点）とする。加算点は、当該自動車が評価指標において、目標値と基準値の間のどの位置にあるのかを評価するものであり、具体的には以下の方法で求める。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}} \quad \dots (式3)$$

環境配慮契約法基本方針 関連資料

<https://www.env.go.jp/content/000306877.pdf>

● 調査業務 ↓ (標準点50点、加算点150点)

標準点満点 加算点満点

技術点 小計	200	50	150	加算点合計	
価格点	100			基礎点	50
総計				価格点	
				総合評価点	

令和7年度東北地方太平洋沿岸地域重点地区調査等業務
https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/chotatsu_00103.html

	配点例※1	評価項目	評価内容
標準	—	① 優良適性(遵法性)	特定不利益処分を直近5年間※5受けていないことを評価
標準	—	② 再資源化※2又は焼却時の熱回収の実施及び実施状況の公表（事業者全体の取組）（新規）	再資源化（焼却の場合には熱回収）の実施及び事業活動において再資源化又は熱回収の実施を各社HPや環境省への報告を通じて公表していることを評価（感染性廃棄物の専門処理業者等、適正処理の観点で再資源化・熱回収の余地がない事業者は本項目の対象外）
加算	10	① 再資源化又は焼却時の熱回収の実施（各契約）（新規）	当該契約において再資源化又は熱回収が実施されることを評価。再資源化している（熱回収もしている場合も含む）場合には10点、熱回収のみの場合には5点を付与する。
加算	5	② 環境/CSR/サステナビリティ/統合報告書の公表	事業活動に係る環境配慮の計画、取組状況の記載等に関して作成・公表していることを評価
加算	5	③ 温室効果ガス等の排出量の算定、削減計画・削減対策・目標の策定、達成状況の公表	事業活動に伴い排出されるGHGの排出を算定した上で削減計画・削減対策、目標及び達成状況を数値で示し、各社HP等を通じ公表していることを評価（計画・対策・目標は産業廃棄物部門に限定） 削減計画：20●●年度までにGHG排出量を●%削減する。 削減対策：電力使用量の削減や未利用電力の活用、再エネ導入等
加算	5	④ 従業員への研修・教育	年間実施計画を策定の上、産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関して定期的に研修・教育を実施していることを評価
加算	5	⑤ 事業の透明性※3	事業者の基礎情報、業許可内容、施設の能力等の情報をHPを通じて公開していることを評価
加算	5	⑥ 環境配慮の取組※3	ISO14001（環境マネジメントシステム）又はエコアクション21等の認証取得していることを評価
加算	5	⑦ 電子マニフェスト※3	電子マニフェストシステム（JWNET）へ加入していることを評価
加算	5	⑧ 財務体質の健全性※3	自己資本比率（直前3事業年度のいずれかの事業年度において10%以上）、経常利益等の財務体質を評価
加算	5	⑨ 高度化法における認定/プラ法における認定等/地域における脱炭素化・再資源化認定等※4（新規）	脱炭素化や再資源化の観点で認定等を受けていることを評価。具体的には、高度化法における認定事業者や、プラ法第32条（容リ協会の登録再生処理事業者）・33条・39条・48条に基づく再資源化事業者、各地方公共団体における認定事業者を評価

※1 加算点の満点は必ず50点であるが、配点の内訳は各調達者で設定可能。

※2 「再資源化」は、廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の 一部として利用することができる状態にすることをいう。

※3 優良産廃処理業者認定制度で認定を受けている事業者は加算⑤～⑧に関して満点を獲得。

※4 評価項目には全ての認定等を列挙し、いずれかの認定等を取れば満点を獲得する想定。また、認定主体以外の再資源化等のスキーム内の処理事業者も含む。

※5 事業参入から5年未満の事業者は事業参入から契約開始時点までに特定不利益処分を受けていないことを評価。

総合評価落札方式の検討（評価項目・配点（案））



	配点例※1	評価項目	評価内容
標準	—	① 従業員への研修・教育	年間実施計画を策定の上、産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関して定期的に研修・教育を実施していることを評価
標準	—	② 事業の透明性	事業者の基礎情報、業許可内容、施設の能力等の情報をHPを通じて公開していることを評価
標準	—	③ 再資源化※2又は焼却時等の熱回収、燃料化の実施及び再資源化の実施状況の公表（事業者全体の取組）（新規）※3	事業活動における再資源化（もしくは熱回収、燃料化）の実施及び再資源化の実施の有無を各社HPや環境省への報告を通じて公表していることを評価
標準	—	④ 優良適性(遵法性)	特定不利益処分を直近5年間※6受けていないことを評価
加算	15	① 再資源化又は焼却時等の熱回収、燃料化の実施（各契約）（新規）※3	当該契約において再資源化又は熱回収・燃料化が実施されることを評価。再資源化される（同時に熱回収もされる場合を含む）場合には15点、熱回収・燃料化のみの場合には5点を付与する。
加算	5	② 環境/CSR/サステナビリティ/統合報告書の公表	事業活動に係る環境配慮の計画、取組状況の記載等に関して作成・公表していることを評価
加算	10	③ 温室効果ガス等の排出量の算定、削減計画・削減対策・目標の策定、達成状況の公表	事業者全体の事業活動に伴い排出されるGHGの排出を算定した上で削減計画・削減対策、目標及び達成状況を数値で示し、各社HP等を通じ公表していることを評価 削減計画：20●●年度までにGHG排出量を●%削減する。 削減対策：電力使用量の削減や未利用電力の活用、再エネ導入等、再資源化の推進
加算	5	④ 環境配慮の取組※4	ISO14001（環境マネジメントシステム）又はエコアクション21等の認証取得していることを評価
加算	5	⑤ 電子マニフェスト※4	電子マニフェストシステム（JWNET）へ加入していることを評価
加算	5	⑥ 財務体質の健全性※4	自己資本比率（直前3事業年度のいずれかの事業年度において10%以上）、経常利益等の財務体質を評価
加算	5	⑦ 高度化法における認定/プラ法における認定等/地域における脱炭素化・再資源化認定※5（新規）	脱炭素化及び高度な再資源化や再資源におけるスキームの構築の観点で認定等を受けていることを評価。具体的には、高度化法における認定事業者や、プラ法第32条（容リ協会の登録再生処理事業者）・33条・39条・48条に基づく再資源化事業者、各地方公共団体における認定事業者を評価

※1 加算点の満点は必ず50点であるが、配点の内訳は各調達者で設定可能。

※2 「再資源化」は、廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の 一部として利用することができる状態にすることをいう。

※3 標準③、加算①については、特定有害産業廃棄物の契約時は評価の対象外とする（ほか、感染性廃棄物の埋め立て等、廃棄物が再資源化・熱回収の余地がない方法で処理される場合は本項目の対象外）。

※4 優良産廃処理業者認定制度で認定を受けている事業者は加算④～⑥に関して満点を獲得。

※5 評価項目には全ての認定等を列挙し、いずれかの認定等を取れば満点を獲得する想定。また、認定主体以外の再資源化等のスキーム内の処理事業者も含む。

※6 事業参入から5年未満の事業者は事業参入から契約開始時点までに特定不利益処分を受けていないことを評価。

※7 破碎処理を発注する場合には、「低公害型建設機械の導入」を評価することも考えられる。

高度化法における「判断基準」と現状の評価項目との比較



- 国が資源循環産業のあるべき姿への道筋を判断の基準として示し、これまで再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、産業**全体を底上げ**。
- 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者（特定産業廃棄物処分業者）で取組が著しく不十分なものは、産業全体の社会的評価が損なわれないよう、必要に応じて、勧告等の措置を講ずる。

判断基準（省令事項）	環境配慮契約の評価項目案での対応状況
省エネ型の設備への改良・運転の効率化 再資源化の工程を効率化する設備の導入 再資源化の工程の集約化の検討 保有する設備の運用について、管理基準の設定 例：定期点検の実施、運転管理マニュアルの整備等	加算③「温室効果ガス等の排出量の算定、削減計画・削減対策・目標の策定、達成状況の公表」に含まれる
人材育成・研修・労働環境の改善 各種団体が実施する、法令遵守、再資源化の高度化、労働安全衛生等に関する研修の従業員の受講	加算④「従業員への研修・教育」に含まれる
再資源化の実施状況の公表 各社HPや環境省への再資源化状況の報告（任意報告を含む）を通じた公表	標準②「再資源化又は焼却時の熱回収の実施及び実施状況の公表」に含まれる
需要に応じた再生材の規格・量の把握 再生材の性状に関するJIS規格等の標準的な規格の参照 自治体や各種団体が運営する情報プラットフォームからの再生材の需要及び供給先の情報収集 自らの施設の処理能力から生産可能な再生材の量の把握	客観的な確認・評価が難しく、評価項目に含まないことが適当か
生産性を向上させる技術を有する設備の導入 再資源化の生産性を向上させる技術動向の把握 当該技術を有する設備の導入の検討	客観的な確認・評価が難しく、評価項目に含まないことが適当か
目標設定/目標達成に向けた計画的な取組 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標の設定	加算③「温室効果ガス等の排出量の算定、削減計画・削減対策・目標の策定、達成状況の公表」と間接的には関連しうる

○環境報告書

- 事業者が事業活動に関わる環境情報により、**自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況について公に報告**するもの。
- SDGsやパリ協定など持続可能な社会への国際的要請の高まりを背景に、事業者には環境負荷の実績報告に加え、経営戦略と一体化した将来志向の情報開示が求められるようになった。
- これを受け、2018年に「環境報告ガイドライン」を抜本的に見直している。「環境報告ガイドライン2018年版」においては、環境報告への記載事項として以下の10項目を求めている。

1. 経営責任者のコミットメント

経営トップが環境課題への認識や取組方針を示す。持続可能性に対する基本姿勢や重要課題への対応方針を明確にし、組織としての責任と方向性を示す。

2. ガバナンス

環境課題に対応するための組織体制や意思決定の仕組みを示す。経営層の関与や責任分担を明らかにし、環境管理が適切に統治されていることを示す。

3. ステークホルダーエンゲージメントの状況

利害関係者との対話や対応の状況を示す。対話方針や実施内容、意見の反映状況を説明し、外部との関係を通じた環境対応の強化を示す。

4. リスクマネジメント

環境リスクの特定・評価・対応方法を示す。気候変動等のリスク管理体制や全社リスクとの関係を明確にし、経営課題としての位置づけを示す。

5. ビジネスモデル

事業の仕組みと環境との関係を示す。価値創出の流れや資源利用・環境負荷との関係を明らかにし、事業活動の環境影響を説明する。

6. バリューチェーンマネジメント

調達から廃棄までのバリューチェーン全体の環境配慮を示す。グリーン購入や製品対応など、サプライチェーン全体の取組を説明する。

7. 長期ビジョン

将来の環境目標や目指す姿を示す。長期的な方向性や期間、その設定理由を明確にし、持続可能な社会実現に向けて取り組んでいることを示す。

8. 戦略

環境課題への対応を事業戦略として示す。リスクと機会を踏まえた取組を示すとともに、長期ビジョンと整合した中長期的な方向性を明らかにする。

9. 重要な環境課題の特定方法

環境課題（マテリアリティ）の選定プロセスを示す。手順や評価基準、選定理由や範囲を明らかにし、課題設定の妥当性と透明性を確保する。

10. 事業者の重要な環境課題

特定した重要課題に対する具体的な取組内容と成果を示す。方針・目標・実績や指標の算定方法を明らかにし、取組の実効性と信頼性を示す。

- また「環境報告ガイドライン」のほか、エコアクション21の「産業廃棄物処理業者向けガイドライン」の環境経営レポートに基づいて報告書を作成する場合も含まれる。

環境報告ガイドライン（2018年版）環境省

<https://www.env.go.jp/content/900497075.pdf>

エコアクション21 産業廃棄物処理業者向けガイドライン 環境省

https://www.ea21.jp/files/guideline/gi2017/sanpai2017_kai_shaku.pdf

○OCSR報告書

- 企業が、財務情報に限らず、環境への取組や社会面も含めて、幅広く自社の社会的責任に関連する情報を開示する報告書。環境報告書の発展形としてCSR報告書、サステナビリティ報告書を公表する企業が増えている。

○サステナビリティ報告書

- 企業のESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取組や社会的責任（CSR）をどのように果たしているかをまとめた報告書。
- 環境保護への貢献、労働環境の整備、ガバナンス体制などの非財務情報が中心。

○統合報告書

- 企業の財務情報と非財務情報をまとめた報告書。

高度化法における認定制度

再資源化事業等の高度化を促進するため、国が一括して再資源化事業等の高度化に係る認定（3つの類型）を行い、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、廃棄物処理法の廃棄物処分量の許可等の手続の特例を設ける制度。

<①高度再資源化事業>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

◆対象となる事業

- ・製品等の**天然資源由来の原材料を代替する質・量の再生材を安定して供給**する事業
- ・日本の**資源循環の促進に資する事業に再生材を供給**する事業
- ・地域との調和や地域振興・地域発展に資する事業
- ・社会全体の**温室効果ガスの排出量削減が見込める事業**

<②高度分離・回収事業>

- 指定された廃棄物から、**より高度な技術を用いて有用な再生材を分離・回収**



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

◆対象となる事業

- 環境大臣が告示で指定する廃棄物を**高度な技術を用いて再資源化する事業**。下記の観点で適時に指定。
 - ・社会的に必要な製品で、今後さらに廃棄物排出量の増加が見込まれるもの。
 - ・現時点で有効な再資源化工程が確立しており、さらに高度と整理される技術を用いた事業が存在しているもの。

◆対象となる廃棄物

- ・廃太陽電池
- ・廃リチウムイオン蓄電池
- ・廃ニッケル水素蓄電池

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

◆工程の高度化とは

既に設置されている廃棄物処理施設において、温室効果ガスの排出量の十分な削減が見込まれる設備に更新すること。

◆対象工程

中間処分施設・再資源化施設の設備

プラスチック資源循環促進法による認定制度

	該当条項	認定の内容 契約での評価対象	認定の概要図
分別収集・再商品化	32条・33条	市区町村は以下の2つの方法でプラスチック製容器包装廃棄物以外の再商品化が可能となる。 (1) 容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）に委託し、再商品化を行う方法。 (2) 市区町村が単独で又は共同して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化実施者と連携して再商品化を行う方法。 (第32条関係) 日本容器包装リサイクル協会の登録再生処理業者（32条に基づく事業の受注事業者を包含） (第33条関係) 再商品化実施者	日本容器包装リサイクル協会 <容器包装リサイクル法に基づく指定法人に委託する場合> <再商品化計画の認定の場合>
製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	39条	製造・販売事業者等が「自主回収・再資源化事業計画」を作成し、国の認定を受けることで、廃掃法の業許可がなくても、使用済みプラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業を行うことができる。 認定計画内の再資源化実施者	●自主回収・再資源化事業のスキーム（法第39条第1項）
排出事業者等による再資源化	48条	排出事業者（排出事業者の委託を受けて再資源化事業を行う者も含む）は、プラスチック使用製品産業廃棄物の再資源化事業の実施に関する計画を作成し、認定を申請することができる。 認定計画内の再資源化実施者	二号認定（法第48条第1項第2号）

地域における資源循環事業者の認定制度

- 産廃処理に関し、脱炭素化や資源循環の観点で積極的に取り組む事業者を認定する制度が各地方公共団体において運営されている。

◆北九州市脱炭素型資源循環事業者認定制度

産業廃棄物の適正処理に加え、「脱炭素化」と「資源循環」に積極的に取り組む排出事業者・処理業者を評価・認定する全国初の制度を、令和8年3月に創設。4段階のグレードで評価しているが、再資源化を評価する★4つのグレードのみを評価するのが適切か。なお、令和8年3月時点で★4つを獲得しているのは10事業者。

3 認定グレード

事業者の取組状況を総合的に評価し、以下の4段階のグレードで認定

グレード	取組状況
サーキュラーキーパー (★)	適正処理、安全確保を高いレベルで実現している事業者
グリーンサーキュラーチャレンジャー (★★)	温室効果ガス排出量算定に着手し、脱炭素化へ第一歩を踏み出している事業者
グリーンサーキュラーナビゲーター (★★★)	温室効果ガス削減目標を設定し、具体的な削減実績を上げている事業者
グリーンサーキュラーフロンティア (★★★★)	再生材の供給・使用等、先進的かつ革新的な脱炭素型資源循環を実現している最上位の事業者

(例) ジャパンウエスト株式会社

【脱炭素の取組】

事業活動におけるCO₂排出量の削減に注力しており、重油使用量や電力使用量の削減、焼却炉の安定稼働による発電効率の向上を目指している。

また、廃棄物焼却で発電した未利用電力を活用した水素製造に取り組み、化石燃料代替によるCO₂排出削減や、水素利用技術の開発・実証を進めている。その他にも高速炭酸化技術の新規技術導入により、焼却炉から排出するCO₂削減を検討している。2050年の温室効果ガス排出量ネットゼロ達成に向けたロードマップを策定し、環境投資を積極的に行っている。

【資源循環の取組】

廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用率向上に積極的に取り組んでいる。セメント原料への混合や金属回収など、多様な技術を活用して廃棄物のリサイクル率向上を目指し、混練事業や新焼却炉の導入により、廃棄物のリサイクル率を大幅に改善している。

また、排出事業者やセメント企業などとの連携強化により、廃棄物の焼却・埋立からリサイクルへの転換を促進している。

(参照) <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/001198086.pdf>

◆愛媛県資源循環優良モデル認定制度 (スゴeco)

環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指して、他の模範となるようなリサイクル製品、廃棄物の発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再資源化(リサイクル)に積極的に取り組んでいる事業所や店舗を「**愛媛県資源循環優良モデル(スゴeco)**」として、平成13年度から認定。産廃処理の許可を有している事業者は6者認定されている。

(例) 城東開発株式会社

事業所の取組み

廃棄物の再資源化や環境教育活動を推進する事業所

産業廃棄物収集運搬・処理業者として、廃棄物を“資源”として捉え、徹底した分別等によるリサイクルを実施するとともに、海洋ごみ問題や廃プラスチックを使った環境教育活動にも取り組んでいます。

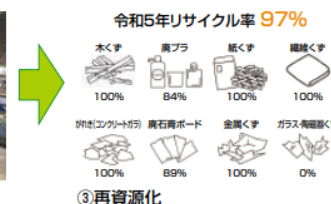
廃棄物の再資源化



①産業廃棄物を受入



②種類毎に分別



(参考) 広域認定制度

廃掃法第9条の9及び第15条の4の3に基づいた認定制度。**廃棄物の広域的な処理を行う者として環境大臣の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）について、地方公共団体ごとの廃棄物処理業の許可を不要とする。**

製造事業者等自身が自社の製品の再生又は処理の行程に関与することで、**効率的な再生利用等を促進する**とともに、再生又は処理しやすい製品設計への反映を進めることを目的としている。

認定に際しては、廃棄物の種類、広域的な内容の基準、人的基準及び施設基準の4つの観点からその対象範囲を定め審査が行われる。

<広域的処理の内容の基準>

【施行規則第6条の15及び第12条の12の10】

- 1 当該申請に係る処理を当該製造事業者等が行うことにより、当該処理に係る廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。
- 2 当該申請に係る処理を行い、又は行おうとする者（その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。）の事業の内容が明らかであり、かつ、当該者に係る責任の範囲が明確であること。
- 3 当該申請に係る一連の処理の行程を申請者が統括して管理する体制が整備されていること。
- 4 （法第15条の4の3第3項において準用する）法第9条の9第9項の規定の趣旨に照らして申請者が必要な措置を講ずることとされていること。
- 5 当該申請に係る処理の行程において廃棄物処理基準等に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために必要な措置を講ずることとされていること。
- 6 当該申請に係る処理を他人に委託して行い、又は行おうとする場合にあっては、経理的及び技術的に能力を有すると認められる者に委託するものであること。
- 7 二以上の都道府県の区域において当該申請に係る廃棄物を広域的に収集することにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。
- 8 再生（再生が行われないものにあつては、熱回収）を行った後に埋立処分を行うものであること。
- 9 その他環境大臣が定める基準に適合していること。

製品の性状・構造を熟知している製造事業者等が処理を担うことにより、**効率的な処理や高度な再生処理**、再生処理しやすい製品の開発が期待できる

当該申請に係る処理において、**収集運搬を行う者、処分を行う者等、誰が何を行うのか、その事業の内容と責任の範囲が明確であることを求める。**申請する事業の範囲外の者に処理を委託する場合は、廃棄物処理業の許可を有している業者に委託することが必要。

(参考) 再生利用認定（産業廃棄物の認定状況：平成14年～令和8年5月）

- 制度開始された平成14年から再生利用認定制度において認定を受けた産業廃棄物は廃ゴムタイヤ、廃肉骨粉、廃プラ類である。

認定を受けた者	産業廃棄物の種類	再生の方法
八戸セメント株式会社 敦賀セメント株式会社 太平洋セメント株式会社（藤原工場、上磯工場、大船渡工場、埼玉工場、高知工場、熊谷工場） 住友大阪セメント株式会社 明星セメント株式会社 麻生セメント株式会社 琉球セメント株式会社	廃ゴムタイヤ	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用
UBE三菱セメント株式会社 東ソー株式会社 日鉄高炉セメント株式会社 太平洋セメント株式会社（上磯工場、藤原工場、大分工場、大船渡工場、熊谷工場） 麻生セメント株式会社（荏田工場） 住友大阪セメント株式会社（高知工場） 琉球セメント株式会社	廃肉骨粉	廃肉骨粉（化製場から排出されるものに限る。）に含まれるカルシウムをセメントの原料として使用。
日鉄リサイクル株式会社 日本製鉄株式会社 北海製鉄株式会社	廃プラスチック類	廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造

(参考) 廃棄物熱回収施設設置者認定制度

廃掃法第15条の3の3に基づき、第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設であり、**熱回収の機能を有する施設を設置している者は、一定の基準に適合していることについて、都道府県知事等の認定を受けることができる。**

より一層の廃棄物焼却時の熱回収を促進することが目的。

- 年間10%以上の熱回収率で熱回収を行うことができる者であること。
- 熱回収施設に投入される廃棄物と燃料の総熱量の30%を超える外部燃料を投入しないこと。
- 熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。
- 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。

(2) 廃棄物熱回収施設設置者認定制度の認定状況等の詳細 (令和7年10月23日現在)

	認定(更新) 年月日	認定事業者名	認定した都道府県等	熱回収率(%)	熱回収の方法	産廃	一廃	施設数
1	令和6年9月2日	株式会社松山パーク	松山市	25.0%	発電・熱利用の併用	○		1
2	令和5年9月13日	いわて県北クリーン株式会社	岩手県	14.6%	発電・熱利用の併用	○		1
3	令和5年1月20日	株式会社ダイカン	堺市	12.4%	発電・熱利用の併用	○		1
4	令和4年10月29日	三重中央開発株式会社	三重県	19.0%	発電・熱利用の併用	○	○	2
5	令和4年8月17日	青木環境事業株式会社	新潟市	14.5%	発電・熱利用の併用	○	○	1
6	令和4年5月17日	三和油化工業株式会社	愛知県	37.0%	発電以外の熱利用	○		1
7	令和4年4月23日	DINS関西株式会社	堺市	15.1%	発電・熱利用の併用	○		1
8	令和4年3月30日	株式会社アイザック	富山市	13.6%	発電・熱利用の併用	○		1
9	令和4年3月28日	株式会社旭商会	相模原市	18.2%	発電以外の熱利用	○		1
10	令和4年2月7日	株式会社クレハ環境	川崎市	19.7%	発電・熱利用の併用	○		1
11	令和3年12月27日	株式会社市原ニューエナジー	千葉県	23.9%	発電・熱利用の併用	○	○	1
12	令和3年10月25日	株式会社総環	大阪市	12.2%	発電	○		1
13	令和3年10月12日	ジャパンウェスト株式会社	北九州市	17.0%	発電	○		1
14	令和3年10月4日	豊田ケミカルエンジニアリング株式会社	愛知県	18.9%	発電・熱利用の併用	○		1
15	令和3年9月9日	三光株式会社	鳥取県	24.9%	発電以外の熱利用	○	○	1
16	令和3年9月8日	西播商事株式会社	姫路市	16.9%	発電・熱利用の併用	○		1
17	令和3年3月4日	(一社) 茨城県環境保全事業団	茨城県	12.8%	発電	○	○	2
18	令和2年6月15日	一般財団法人佐賀県環境クリーン財団	佐賀県	12.0%	発電・熱利用の併用	○		1
19	令和2年1月9日	新日本開発株式会社	姫路市	22.4%	発電・熱利用の併用	○		1
20	令和元年10月21日	株式会社シヨーモン	埼玉県	19.9%	発電・熱利用の併用	○		1
21	令和元年8月14日	エコシステム千葉株式会社	千葉県	10.9%	発電・熱利用の併用	○		1
22	平成31年3月28日	大栄環境株式会社	兵庫県	13.5%	発電・熱利用の併用	○		1
23	平成30年7月18日	株式会社大洋サービス	浜松市	15.1%	発電以外の熱利用	○		1
24	平成30年5月20日	ユナイテッド計画株式会社	秋田市	34.8%	発電・熱利用の併用	○		1
合計								26

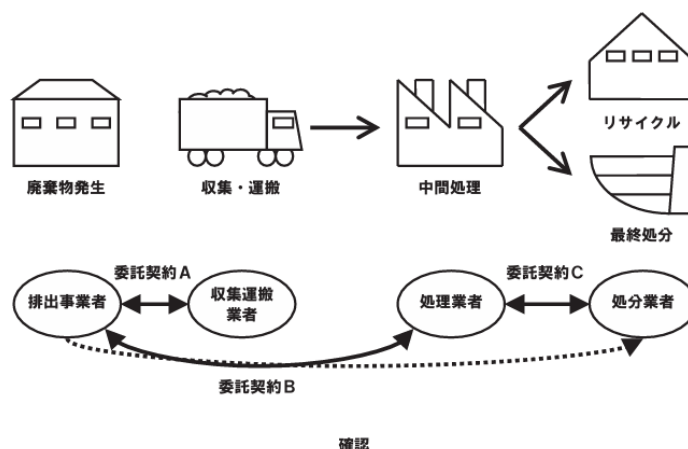
収集運搬業者の評価

- 現在、収集運搬業者については、中間処理業者と同様の評価項目で裾切方式によって落札者を決定することとなっている。解説資料においては、裾切方式における追加的な評価項目として「**業態固有の環境配慮への取組についての評価項目例**」を示しており、収集運搬業者については「**環境に配慮した運転・管理**」と「**低燃費・低排出ガス車の導入**」が例示されている。
- 「環境に配慮した運転・管理」については、グリーン購入の「輸配送」に係る判断の基準（モーダルシフトの基準は除く）を評価基準としている。
- 「低燃費・低排出ガス車の導入」については、電動車等※¹及び、低燃費車については、現状平成27年度※²燃費基準達成車が、低排出ガス車については平成17年度以降※²の排出ガス規制適合車が、収集運搬車両全体の50%以上占めていることを評価。
- 収集運搬業者については、これらの項目に追加される環境配慮の取組が現状見られないことから、引き続き裾切方式とすることによってどうか。

※1 電動車等：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車

※2グリーン購入法の判断の基準を参照して更新予定

評価項目	評価内容及び評価基準
収集運搬業者	
環境に配慮した運転・管理	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」¹²²（平成30年2月閣議決定）の輸配送に係る判断の基準（モーダルシフトの実施に係る判断の基準を除く）を満たすことで評価。 ①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。 ③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ④大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施していること。 ⑤輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること（備考7エに掲げる措置¹²³を除く）。 ⑥上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②～⑤については実施の状況がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。
低燃費・低排出ガス車の導入	低燃費車については、収集運搬車両全体に占める平成27年度燃費基準達成車¹²⁴の導入割合で評価。 低排出ガス車については、収集運搬車両全体に占める平成17年度以降の排出ガス規制適合車¹²⁵の導入割合で評価。



排出事業者は収集・運搬業者と中間処理業者のそれぞれと委託契約を締結する。

図VI-2-1 収集運搬と中間処理を委託する場合の処理フローと処理委託

4.検討スケジュール

産業廃棄物に係る検討について（スケジュールイメージ）



- 今年度に2回程度開催して総合評価落札方式の導入について検討予定。廃棄物専門委員会にて契約方式の詳細を議論いただいた後、親検討会に諮り、見直し方針を決定。

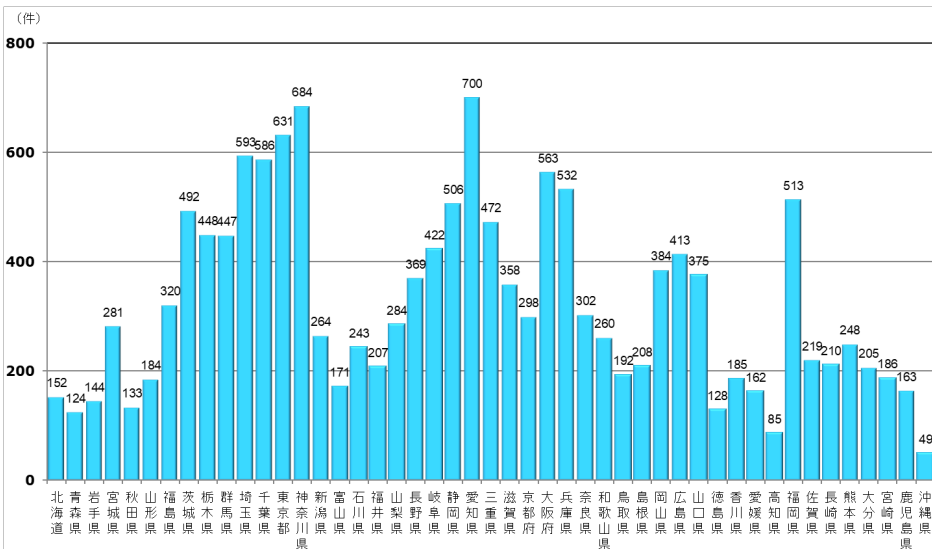
年度	2025 (R7)			2026 (R8)												2027 (R9) ※
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
検討会等		 廃棄物 専門委員会①			 廃棄物 専門委員会①	 親①			 廃棄物 専門委員会②			 親②				
検討事項	・総合評価の導入検討（頭出し） ・高度化法の要件を含めた評価項目の見直し ・提案募集（R7）			・総合評価の導入検討（評価項目、配点）			・総合評価の導入検討（取りまとめ案）						・総合評価の方針決定			
契約実務への反映													閣議決定 ★			総合 評価 導入 (P)

※令和8年度末に閣議決定する場合は、令和10年分の契約からの本格導入を想定。 30

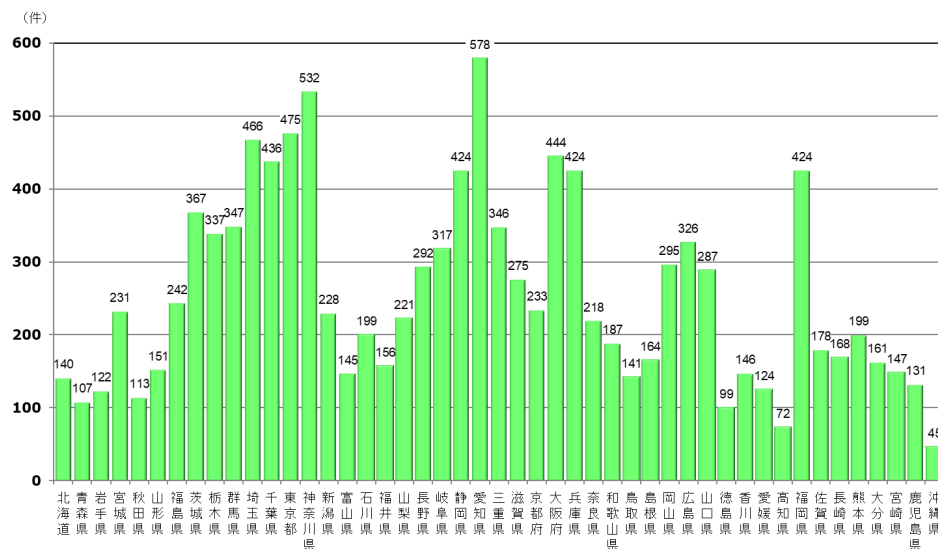
5. 參考資料

(参考) 優良産廃処理業者の都道府県別認定件数

- 収集運搬業・処分業の都道府県別の優良産廃認定事業者数を示す。いずれも人口規模に応じて認定件数は多くなる傾向にあり、愛知県が最も認定件数は多く、関東近郊、大阪府、福岡県で認定件数が多くなっている。



収集運搬業の認定件数



処分業の認定件数

注1：いずれかの都道府県又は政令市・業区分で認定を受けている件数。電子マニフェスト対応の「収集運搬業」は15,095件、「処分業」は11,860件

注2：都道府県別又は政令市において認定を受けている件数であり、政令市の件数は当該都道府県に含めている

(参考) 電子マニフェストの普及状況

- 電子マニフェストの普及状況を把握する指標として、産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率の推移を示す。
- 第五次循環型社会推進基本計画では、2030年に捕捉率を75%とすることが目標とされている。

【電子マニフェストで把握する委託量と捕捉率の推移】

